

役場から「医療費の還付金がある」と電話が来た！

Q. 町の担当者から「医療費の還付金が2万円程あるためハガキを送っていますが、まだ受け取られていないようですね。手続きは今日までになりますので、ATM で受け取るようお願いします。」と言われた。入金する銀行のキャッシュカードを持って ATM へ行けば、操作を電話で教えてくれるようだが大丈夫か？

(68歳・女性)

A. 市区町村の自治体や年金事務所が、医療費や保険料などを還付するためにATMの操作をお願いすることはありません。また、キャッシュカードを使って還付金などのお金を受け取る手続きをすることはありません。言われるまま操作をして、通帳から預金が引き出されるなどの被害が発生しています。ATMへ足を運ばせてお金を振り込ませるのが目的なので「携帯電話をもってATMへ」と電話がかかってきたら、詐欺だと思ってすぐ警察や消費生活センターにご相談ください。

消費生活のご相談は

美幌町消費生活センター

電話・FAX 0152-72-0366

月～金曜日 10時～16時（年末年始・土日祝日を除く）